

事務連絡
令和5年3月17日

各 都道府県
指定都市
児童相談所設置市 児童福祉主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課虐待防止対策推進室

警察との実質的な情報共有による連携の強化について

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。児童虐待は、個々の事案について事態が急展開して警察の関与が必要な重大事件に発展するおそれもあり、その対応に当たっては、児童相談所及び市町村において日頃から警察と緊密な連携を図ることが重要です。

児童虐待への対応における警察との具体的な連携の在り方につきましては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）を踏まえ、「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成30年7月20日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）、「「警察との情報共有に関するFAQ（自治体向け）」の送付について」（平成30年11月27日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）等により示しているところですが、今般、警察庁より、「児童相談所等との実質的な情報共有による連携の強化について（通達）」（令和4年3月2日付け警察庁丁少発第162号。以下「旧通達」）の有効期間満了に伴い、別添のとおり「児童相談所等との実質的な情報共有による連携の強化について（通達）」（令和5年3月16日付け警察庁丁少発第320号。以下「新通達」）が各都道府県警察に対して発出されたところです。

つきましては、緊急総合対策等により、児童相談所及び市町村において警察との間で共有することとされている

- ① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
- ② 児童相談所が通告受理後、こどもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
- ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であつて、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

について、引き続き、新通達を踏まえ、特にリスク要因があると判断される事案については、警察とともに虐待行為のエスカレートや再発に係るリスク要因を点検するなどして情報共有を実質的なものとし、警察との連携強化による子どもの安全確

保に努めていただきますようお願ひいたします。

なお、これは、警察庁における旧通達の有効期間満了に伴い、改めて新通達が発出されたものであり、これまでの対応に特段の変更はありません。

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課虐待防止対策推進室

自治体支援係 五十嵐

TEL : 03-5253-1111 (内線 4849)

継続

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

原議保存期間	1年（令和6年3月31日まで）
有効期間	二種（令和6年3月31日まで）

警察庁丁人少発第320号
令和5年3月16日
警察庁生活安全局人身安全・少年課長

児童相談所等との実質的な情報共有による連携の強化について（通達）

児童相談所等関係機関と連携した児童虐待への対応については、平成30年7月20日付け「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下、「緊急総合対策」という。）をはじめとする累次の関係閣僚会議決定により、政府一体の取組として連携強化を推進しているほか、警察では、「児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について」（令和元年10月1日付け警察庁丙少発第17号ほか）等に基づき、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため、児童相談所等と連携し、適切な対応に努めているところであるが、依然として、虐待行為により児童が亡くなる痛ましい事件が後を絶たない状況にある。

児童虐待は、児童に対する危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある。特に、緊急総合対策等により児童相談所や市区町村との間で共有することとされている

- ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
- ② 通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全が確認できない事案に関する情報
- ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

については、児童相談所等と共に虐待行為のエスカレートや再発に係るリスク要因を点検するなどして、情報共有を実質的なものとし、児童相談所等と連携して対応することが肝要である。

各都道府県警察においては、別紙を参考にし、隨時、児童相談所等との実質的な情報共有がなされているか点検し、児童相談所等との連携強化による児童の安全確保を最優先とした対応に万全を期されたい。

なお、本通達については、捜査第一課及び厚生労働省と協議済みであることを申し添える。

【継続措置状況】

初回発出日：令和4年3月2日
(有効期間：令和5年3月31日)

別紙

児童相談所や市区町村からの情報共有	左記情報に対する警察の対応
① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事件化の可否及び要否を迅速かつ的確に判断した上で、事件化する場合には、必要な捜査を可能な限り速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図ること。 ○ 事件化する場合には、児童相談所に対して、捜査手続の流れ、警察における過去の相談・110番通報受理状況、警察による聴取内容及び捜査の結果判明した事項について、捜査への支障に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる範囲で情報を提供し、児童相談所における適切な措置に資するよう配意すること。 ○ 事件化に至らない場合には、必要に応じ、左記③の情報共有における対応と同様の対応を執ること。
② 通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所に対し、立入調査等を促すこと。 ○ 児童相談所の要請に応じ、又は警察から児童相談所に申し入れるなどし、児童相談所職員による児童の安全確認に警察職員が同行すること。
③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所側のリスクに関する認識とその根拠について聴取し、特に、リスク要因があると判断される場合には、児童相談所のリスクに関する認識に影響し得る警察が保有する情報を提供し、相互にリスク要因がないか点検すること。 ○ 児童の安全に対する不安要素が認められる場合には、児童の安全が継続的に確保されるよう、児童相談所に積極的に協力し、連携を密に対応すること。